

令和7年度
市有地売却一般競争入札案内書

入札申込期間：

令和7年 9月 9日（火）から

令和7年 9月25日（木）まで

入札日：

令和7年 9月29日（月）

この案内書をよくお読みになったうえで入札してください。

鯖江市

市有地売却一般競争入札の流れ

公告・
案内書配布



入札参加申込



入札・開札



契約締結



売買代金の
納付
所有権移転・
引渡し・登記

- 公告：令和7年 9月 9日（火）～
- 案内書配布：令和7年 9月 9日（火）～
令和7年 9月25日（木）※土日祝日を除く

- 申込期間：令和7年 9月 9日（火）～
令和7年 9月25日（木）※土日祝日を除く
- 申込時間：午前8時30分～午後5時
- 申込場所：鯖江市役所本館3階 施設管理課
- 申込方法：直接持参してください。

- 日時：令和7年 9月29日（月）午後2時～
- 場所：鯖江市役所 新館4階会議室

- 契約締結期限：令和7年11月28日（金）まで
※指定する期日までに契約保証金を納付してください。

契約締結日より30日以内に売買代金を納付してください。
売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件引渡しとします。
土地の所有権移転登記は、市が行います。登録免許税等の必要な費用は、落札者の負担となります。

目 次

1	市有地売却一般競争入札の内容	1
2	入札に参加する者に必要な資格	1
3	入札の参加申込みに関する事項	2
4	入札保証金	4
5	入札および開札執行の場所および日時	4
6	入札日に持参するもの	5
7	入札における注意事項	4
8	入札の無効	5
9	落札者の決定	5
10	売買契約の締結および売買代金の納付方法	6
11	所有権の移転等	6
12	売却物件における使用上の制限事項および契約の解除	6
13	契約不適合責任	7
14	留意事項	7
15	その他	8
	○市有地売却一般競争入札参加申込書	10
	○役員一覧	12
	○土地売買契約書	13

◎別紙：物件調書・案内図

1 市有地売却一般競争入札の内容

物件番号1

- (1) 所在：鯖江市舟津町2丁目226番
- (2) 地目：宅地
- (3) 地積：138.78㎡
- (4) 最低売却価格：3,136,428円

物件番号2

- (1) 所在：鯖江市神明町1丁目117番
- (2) 地目：宅地
- (3) 地積：185.12㎡
- (4) 最低売却価格：5,238,896円

物件番号3

- (1) 所在：鯖江市御幸町3丁目610番1
- (2) 地目：宅地
- (3) 地積：293.07㎡
- (4) 最低売却価格：7,502,592円

物件番号4

- (1) 所在：鯖江市米岡町120番1
- (2) 地目：宅地
- (3) 地積：80.63㎡
- (4) 最低売却価格：1,798,049円

※詳細については「物件調書」にて確認ください。

2 入札に参加することができない者

次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者でそれぞれに規定する事実があった日から2年を経過しないものおよびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札の代理人として使用する者
 - ア 本市の競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 本市の競争入札における落札者に対して本市との契約の締結を妨げた者また

は本市との契約を締結した者に対して当該契約の履行を妨げた者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督
または検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者

エ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者

オ アからエまでのいずれかに該当する者を本市との契約の締結または履行に当
たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同法第2条第2号に規
定する暴力団（以下「暴力団」という。）または次のいずれかに該当する者

ア 法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、
法人である場合はその役員またはその支店もしくは営業所の代表者、団体である
場合はその代表者、その理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。
以下同じ。）が、暴力団または暴力団員である者

イ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に
損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供
与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与
している者

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用す
るなどしている者

オ 役員等が暴力団または暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する
本市の職員

3 入札の参加申込みに関する事項

(1) 入札の参加を希望する者には、次に掲げる書類を交付します。

ア 市有地売却一般競争入札参加申込書（様式1）（以下「申込書」という。）

イ 一般競争入札案内書（本案内書）

ウ 入札書（様式4）

エ 入札保証金提出書（兼返還請求書）（様式5）

オ 委任状（様式6）

カ 入札保証金納付用の納入通知書

キ 別紙「追加共有者名簿」（様式2）、役員一覧（様式3）（希望者に対して配布し
ます。）

(2) 交付の期間

公告の日から令和7年9月25日(木)までとします。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除きます。

(3) 交付の時間

午前8時30分から午後5時までとします。ただし午後0時から午後1時までを除きます。

(4) 交付の場所

鯖江市西山町13番1号

鯖江市役所本館3階

鯖江市総務部施設管理課

電話 0778-53-2221

(5) 申込みに必要な書類

申込みの際は、次の書類を提出すること。証明書は全て原本で、発行後3ヵ月以内のものとしします。

ア 申込書

イ 個人：身分証明書、住民票および印鑑登録証明書

ウ 法人：法人登記簿（現在事項全部証明書）、印鑑証明書および役員一覧

(6) 共有名義による申込み

2人以上の共有名義による申込み（以下「共有名義申込」という。）をする場合は、全員の連名で申込みをしてください。この場合は、連名の者全員が本案内書第2項に掲げる入札に参加することができない者に該当していないことが要件です。また前号に定める申込みに必要な書類のうち、イおよびウについては全員分を提出しなければなりません。

なお、共有名義申込の場合、共有者の中から代表者（以下「申込代表者」という。）を1人選任し、入札およびこれに附帯する一切の行為を申込代表者に代表させるものとします。

また、落札した場合には、申込書に記載された共有持分割合で売買契約および所有権移転登記します。

(7) 申込みの方法

持参のみとします。ただし、事前に「(10) 申込みの場所」に連絡し、来庁日時を予約してください。

(8) 申込みの期間

公告の日から9月25日(木)までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きま

す。

(9) 申込みの時間

午前8時30分から午後5時までとします。

(10) 申込みの場所

鯖江市西山町13番1号

鯖江市役所本館3階

鯖江市総務部施設管理課

電話 0778-53-2221

(11) 申込みにあたっての留意事項

落札後の売買契約および所有権移転登記は、申込書に記載された名義で行います。

また、申込書等入札参加申込者から一度提出された書類は、返却しません。

(12) 入札参加資格

入札参加申込み者が、本案内書第2項に掲げる(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができません。また、提出された申込書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったときも、当該入札に参加することができません。

4 入札保証金

(1) 納付

入札をしようとする者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上(1円未満切上げ)の額に相当する金額を指定する納付書にて納付しなければなりません。

(2) 還付

ア 入札保証金は、落札者を除き、入札の終了後、入札保証金提出書(兼返還請求書)の提出を受けて還付します。

イ 落札者の入札保証金は、契約保証金の全部または一部に充当します。

ウ 入札保証金には、利息を付しません。

エ 入札保証金の返還は、入札終了後、3週間程度遅れて返還されます。

5 入札および開札執行の場所および日時

(1) 場所 鯖江市西山町13番1号 鯖江市役所 新館4階会議室

(2) 日時 令和7年9月29日(月) 午後2時00分

(3) 開札 入札の締切後、直ちに開札します。

6 入札日に持参するもの

- (1) 入札保証金提出書（兼返還請求書）（様式5）
※入札保証金の領収済通知書の写しを貼付
- (2) 入札書（様式4）
- (3) 委任状（様式6）（代理人が入札する場合）
- (4) 印鑑（申込者本人または申込代表者本人が入札する場合は、申込書に押印した印鑑。代理人が入札する場合は、代理人が委任状に押印した印鑑）
- (5) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券等）
- (6) その他「入札に関する説明事項等」にて入札に必要と記載のあるもの

7 入札における注意事項

- (1) 入札は、物件番号ごとに分けて行います。
- (2) 入札をしようとする本人および入札をしようとする者から委任を受けた代理人のみが入札に参加できます。代理人が入札に参加する場合は、入札をしようとする者の委任状を入札前に提出しなければなりません。
- (3) 入札書には、入札金額および入札をしようとする者の住所および氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (4) 代理人が入札をする場合は、入札書に入札をしようとする者の住所および氏名を記入するとともに、代理人の住所および氏名を記入のうえ、押印してください。代理人印については、委任状に押印した印鑑を押印してください。
- (5) 入札金額は、物件の価格の総額を算用数字で明確に記入してください。
- (6) 入札後、入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。

8 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

- (1) 入札を行う資格のない者のなした入札
- (2) 入札保証金を要するものについては、所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のなした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書記載事項を加除訂正した箇所もしくは氏名の下に押印のないものまたは記載内容が確認できないもの
- (5) 同一事項に対して2通以上の入札をなしたもの
- (6) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をなした者の入札

- (7) 入札の際、不正な行為をした者の入札
- (8) 協定して行った入札
- (9) 総額で入札すべき入札価格を単価で記入した者の入札
- (10) 郵便、ファクシミリまたは電子メールによる入札
- (11) 入札金額その他必要事項の記入がない入札
- (12) 入札金額を訂正した入札
- (13) 記載事項の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (14) 最低売却価格に達しない価格が記入された入札
- (15) その他入札者が入札の条件に違反した入札

9 落札者の決定

落札者は、市の最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者として、ただし、当該最高の価格で入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、同価格で入札をした者は、くじ引きを辞退することはできません。

10 売買契約の締結および売買代金の納付方法

(1) 売買契約の締結等

- ア 落札者は、令和7年11月28日（金）までに契約を締結しなければなりません。
- イ 売買契約書に貼る収入印紙は、落札者の負担とします。
- ウ 落札者が契約を締結しない場合は、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属します。
- エ 落札者は、契約時に売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。
- オ 落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金は市に帰属します。
- カ 契約保証金には、利息を付しません。

(2) 売買代金の納付方法

- ア 落札者は、市指定の納入通知書により、売買代金から契約保証金を除いた金額を一括して本契約締結日から30日以内に納付しなければなりません。
- イ 売買代金から契約保証金を除いた金額を完納した場合、契約保証金を売買代金に充当します。

1.1 所有権の移転等

- (1) 売買代金を完納した時に所有権が移転し、同時に売却物件を現状有姿で引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、市が行います。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

1.2 売却物件における使用上の制限事項および契約の解除

- (1) 売却物件を風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定される業務の用途に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転もしくは貸してはいけません。
- (2) 売却物件を鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団の事務所の用途に供し、またはその用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転もしくは貸してはいけません。
- (3) 前2号の制限事項および契約書に定める義務を履行しない場合、契約を解除することがあります。

1.3 契約不適合責任

落札者は、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）およびこの契約書の他の規定にかかわらず、引き渡された売却物件が種類、品質（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものを含む。）または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、目的物の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完請求、代金減免の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることはできません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、売却物件の引渡しの日から2年間は、この限りではありません。

1.4 留意事項

- (1) 物件調書は入札参加申込者が現地を確認するための参考資料ですので、申込み前に必ず参加者自身で現地および周辺状況を確認してください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 売却物件は、現状有姿での引き渡しとなります。
- (3) 売却物件には、雑草等がありますが、市は、除去の費用負担等は一切対応しません。必要となる場合は落札者が行ってください。また、ごみ、ガラ等の除去についても同様とします。
- (4) 売却物件の物件番号1は地質調査、地耐力調査、土壌汚染調査は実施していません。

んが、地下埋設物調査は実施しています。

- (5) 売却物件の物件番号 2、3、4 は地質調査、地耐力調査、土壌汚染調査、地下埋設物調査は実施していません。
- (6) 地盤改良等が必要となる場合は、落札者の負担とします。
- (7) 売却物件の物件番号 1 の北東角に、上水道メーター設置されています。物件調書にて内容を必ず確認してください。市は、撤去等の費用負担等は一切対応しません。撤去等が必要となる場合は落札者の負担となります。
- (8) 売却物件の物件番号 1 の北側にコンクリートブロックの越境があります。物件調書にて内容を必ず確認してください。
- (9) 市は落札者と町内会との間の調整、同意等のための交渉や手続き、費用負担等は一切行いません。落札者が自らの責任と負担において町内会と協議してください。また町内会以外の地域住民等との協議および対応等が必要となる場合も、同様です。
- (10) 上記以外の開発行為、建築確認、土地の利用制限等については、関係機関に確認してください。
- (11) 供給処理施設の配管の位置等の詳細については、各供給機関に確認してください。

15 その他

- (1) 本案内書第 1 項から第 16 項に定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、鯖江市財務規則（昭和 39 年鯖江市規則第 4 号）の定めるところによるものとします。
- (2) 入札の公平性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。
- (3) 入札物件は、事情により予告なく入札中止、内容変更する場合があります。なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しません。

市有地売却一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

鯖江市長 佐々木 勝久 様

令和 7 年 9 月 2 9 日 執行の市有地売却一般競争入札について、入札案内書および契約内容を承知の上、参加を申し込みます。また、裏面の誓約事項について誓約いたします。

記

1 申込者

住所 <small>(所在地)</small>	〒 ー	共有持分割合
氏名 <small>(法人名、代表者の役職および氏名)</small>	(印鑑証明印)	_____
連絡先	自宅： () ー 携帯： () ー	
連名者 (共有の場合)	住所 <small>(所在地)</small>	共有持分割合
	氏名 <small>(法人名、代表者の役職および氏名)</small>	(印鑑証明印)
	住所 <small>(所在地)</small>	共有持分割合
	氏名 <small>(法人名、代表者の役職および氏名)</small>	(印鑑証明印)

※法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人名、代表者の役職および氏名を記載してください。

※共有名義による申込みの場合、先頭の申込者を代表者に選任し、入札およびこれに附帯する一切の行為を代表させること、また落札した場合に上記の共有持分割合で契約し所有権移転登記されることを承諾します。

2 入札参加申込物件

表中の申込印欄に押印した物件について、入札参加を申し込みます。

物件番号	所在（鯖江市）	地目	地積（㎡）	申込印
1	舟津町 2 丁目 2 2 6 番	宅地	1 3 8 . 7 8	
2	神明町 1 丁目 1 1 7 番	宅地	1 8 5 . 1 2	
3	御幸町 3 丁目 6 1 0 番 1	宅地	2 9 3 . 0 7	
4	米岡町 1 2 0 番 1	宅地	8 0 . 6 3	

※申込印には、印鑑証明印を押印してください。

（裏面あり）

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当するものではありません。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でそれぞれに規定する事実があった日から2年を経過しないものおよびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札の代理人として使用する者
 - ア 本市の競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 本市の競争入札における落札者に対して本市との契約の締結を妨げた者または本市との契約を締結した者に対して当該契約の履行を妨げた者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督または検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する者を本市との契約の締結または履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または次のいずれかに該当する者
 - ア 法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員またはその支店もしくは営業所の代表者、団体である場合はその代表者、その理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団または暴力団員である者
 - イ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 3 共有名義による申込みの場合、先頭の申込者を代表者に選任し、入札およびこれに附帯する一切の行為を代表させること、また落札した場合に上記の共有持分割合で契約し所有権移転登記されることを承諾します。
- 4 所有権を取得した当該土地の使用にあたっては、十分な注意をもって土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意することに同意します。
- 5 落札金額、落札者の氏名、購入後の利用計画等を市が公表することに同意します。
- 6 記載された個人情報、入札参加資格の確認のために市が警察等関係機関へ提供することに同意します。

役員一覧

法人名 _____

役 職	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所
備考			

法人である場合はその役員またはその支店もしくは営業所の代表者、団体である場合はその代表者、その理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載してください。

土地売買契約書（案）

売出人 鯖江市（以下「甲」という。）と買受人 落札者（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地売買契約（以下「当該契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実に当該契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、末尾記載の土地を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は甲から買い受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金000,000,000円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金000,000円を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金000,000円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第15条第2項および第16条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金000,000円を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する日までに納付しなければならない。

2 乙は、前項に定める代金を甲が指定する期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から代金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未払金額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に規定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に払わなければならない。

（所有権の移転および登記）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金および前条第2項に規定する遅延利息（以下、「売買

代金等」という。)を完納したときに乙に移転する。

- 2 乙は、売買代金等の納入通知書兼領収証書を甲に提示して所有権移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。
- 3 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引渡すものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときも、売買代金の支払いを拒むことができない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、民法、商法および当該契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が種類、品質（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものを含む）または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、目的物の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完請求、代金減免の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることはできない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、売買物件の引渡しの日から2年間は、この限りではない。

(売買物件の制限事項)

第10条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定される業務の用途に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転しもしくは貸してはならない。

- 2 乙は、売買物件を、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）の事務所の用途に供し、またはその用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転しもしくは貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、当該契約の履行に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げもしくは忌避しまたは報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の1割に相当する額

(2) 第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額

2 前項の違約金は、違約罰であり、第15条第2項および第16条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が当該契約(第10条第2項を除く)に定める義務に違反したときは、当該契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条第2項に定める義務に違反したとき、または次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、当該契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人または団体をいう)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその役員またはその支店もしくは営業所の代表者、団体である場合はその代表者、その理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という)が、暴力団または鯖江市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であるとき

(2) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき

(4) 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項および第1項の規定により当該契約を解除したときは、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(返還金等)

第14条 甲は、前条の規定により当該契約を解除したときは、次条第1項に定める売買物件の返還および所有権移転登記の確認後、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により当該契約を解除したときは、乙が支払った違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、第13条の規定により当該契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失またはき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が当該契約に定める義務に違反したため、または第13条の規定により当該契約を解除したため、損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条に定める違約金または第15条第2項もしくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部または一部と相殺する。

(公租公課等の負担)

第18条 売買物件に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約の費用)

第19条 当該契約の締結および履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第20条 乙は、所有権を取得した当該土地の使用にあたっては、十分な注意をもって土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(法令等の規則の遵守)

第21条 乙は、売買物件に係る法令等の規制を熟知のうえ、当該契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(疑義の決定)

第22条 当該契約に関し疑義のあるとき、または当該契約に定めのない事項については、甲乙

協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第23条 当該契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

売出人(甲) 住 所 鯖江市西山町13番1号
氏 名 鯖江市
鯖江市長 佐々木 勝久

買受人(乙) 住 所
氏 名

(売買物件)

種類	所在および地番	地目	登記地積(m ²)	実測地積(m ²)
土地	鯖江市舟津町2丁目 226番	宅地	138.78	138.78

※(売買物件)は、落札した物件の内容を記載します。